

日本年金機構中期計画（第4期）及び令和8年度計画の変更

1. 概要

「障害年金における認定調書の取扱いについて」（令和8年4月30日厚生労働省年金局公表）を踏まえ、障害年金に係るサービススタンダード※について、認定プロセスの実情に応じた丁寧な審査を行うため、日本年金機構中期計画（第4期）及び令和8年度計画について所要の変更を行う。

※サービススタンダード…請求書を受理してから、年金証書を届けるまでの期間の目標

2. 日本年金機構中期計画（第4期）の変更 新旧対照表

※関係部分のみ抜粋、変更箇所下線

変更後	現行
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5. 年金給付 (5) お客様サービスの向上 ③ 迅速な支給決定 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）の達成に向け、正確かつ迅速な決定に努め、各サービススタンダードの達成率90%以上を確保するとともに、更なるお客様サービス向上のための目標設定について検討する。 <サービススタンダード> ・老齢年金：1ヶ月※<u>1</u> ・遺族年金：1ヶ月※<u>1</u> ・障害年金：3ヶ月※<u>2</u> ※<u>1</u> 加入状況の再確認を要する場合は2ヶ月 ※<u>2</u> 令和8年4月以降、認定審査を複数回行う場合は4ヶ月	I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5. 年金給付 (5) お客様サービスの向上 ③ 迅速な支給決定 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）の達成に向け、正確かつ迅速な決定に努め、各サービススタンダードの達成率90%以上を確保するとともに、更なるお客様サービス向上のための目標設定について検討する。 <サービススタンダード> ・老齢年金：1ヶ月※ ・遺族年金：1ヶ月※ ・障害年金：3ヶ月 ※加入状況の再確認を要する方は2ヶ月

3. 日本年金機構令和8年度計画の変更 新旧対照表

※関係部分のみ抜粋、変更箇所下線

変更後	現行
I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5. 年金給付 (5) お客様サービスの向上 ③ 迅速な支給決定（サービススタンダード） 老齢年金請求書の受付件数増加等に適切に対応することにより、各サービススタンダードの達成率90%以上を維持するよう取り組む。 また、更なるお客様サービスの向上等の観点から、サービススタンダードで設定している所要日数等の見直しを検討する。 ＜サービススタンダード＞ ・老齢年金：1ヶ月※<u>1</u> ・遺族年金：1ヶ月※<u>1</u> ・障害年金：3ヶ月※<u>2</u> ※<u>1</u> 加入状況の再確認を要する場合は2ヶ月 ※<u>2</u> 認定審査を複数回行う場合は4ヶ月	I 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5. 年金給付 (5) お客様サービスの向上 ③ 迅速な支給決定（サービススタンダード） 老齢年金請求書の受付件数増加等に適切に対応することにより、各サービススタンダードの達成率90%以上を維持するよう取り組む。 また、更なるお客様サービスの向上等の観点から、サービススタンダードで設定している所要日数等の見直しを検討する。 ＜サービススタンダード＞ ・老齢年金：1ヶ月※ ・遺族年金：1ヶ月※ ・障害年金：3ヶ月 ※加入状況の再確認を要する方は2ヶ月

（参考）日本年金機構法（平成19年法律第109号）（抄）

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 （略）

（中期計画）

第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～3 （略）

（年度計画）

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。